

愛媛県事務補助職員（会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム））採用試験案内  
〔東予地方局管内〕

令和4年6月17日  
愛媛県東予地方局地域産業振興部総務県民課

愛媛県事務補助職員採用のための試験を次のとおり行います。

- 受付期間 令和4年6月17日(金)10:00～令和4年7月12日(火)17:15
- 一次試験実施期間 令和4年7月15日(金)13:00～令和4年7月21日(木)13:00
- 二次試験実施日 令和4年8月9日(火)
- 採用予定日 令和4年10月1日以降

【注意事項】

- 一次試験(Web試験)は、指定期間内に受験する必要があります。
  - ※ 試験に申込みをされる方は、必ず受験するようお願いいたします。
  - ※ 愛媛県に就労の意思のない方の受験は、固くお断りします。
- 新型コロナウイルス感染症等への対応について  
別紙「令和4年度愛媛県事務補助職員採用試験における新型コロナウイルス感染症等への対応について」を確認してください。
- 新型コロナウイルス感染症の今後の動向によっては、急遽、試験の延期や試験会場を変更する場合がありますので、愛媛県職員採用情報ホームページや「愛媛県採用試験受験等申込システム」を確認のうえ、受験してください。



1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
事務補助職員 地方公務員法 第22条の2 第1項の会計 年度任用職員	2人程度	西条・丹原地域	知事部局、公営企業管理局、教育委員会事務局等の東予地方局管内に所在する機関に勤務し、事務補助業務等に従事します。
	5人程度	新居浜・四国中央地域	
	2人程度	今治地域	

※ 採用予定人員はフルタイム・パートタイムの合計です。

2 受験資格

- (1)平成16年4月1日までに生まれた者
  - (2)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- ※ 愛媛県臨時職員（22条）として雇用されたことがある方も受験できます。

### 3 試験日程、試験会場及び合格発表

区分	試験種目	試験日	試験会場	合格発表
一次試験	Web試験	7月15日(金) 13:00~ 7月21日(木) 13:00のうち 受験者が選択する日	自宅等	8月2日(火)
二次試験	面接試験	8月9日(火)	愛媛県東予地方 局西条庁舎 愛媛県東予地方 局今治庁舎	9月中旬

※ 一次試験（Web試験）の受験方法等は、下記「5 受験申込前の事前準備」及び「7 一次試験（Web試験）の受験及び受験票の交付」をご確認ください。

※ 合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページに掲載します。

※ また、一次試験の合格者に対しては、二次試験の集合時刻などの詳細を、令和4年8月2日（火）までに受験票の送付とともにお知らせします。

### 4 試験の方法等

区分	試験種目	配点	試験の内容
一次試験	Web試験	30点	Web方式：20分（選択式、記述式（数値入力）） 基礎能力検査（言語、数・論理、空間、知覚の正確さ）
二次試験	面接試験	100点	人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。

※ 一次試験（Web試験）は、指定期間内に受験する必要があります。

※ Web試験においては、本人以外の代理回答や他者からの助言を受けながらの回答等の不正行為を固く禁じます。不正行為が判明した場合、合格を取り消します。

※ 一次試験の合格者は、Web試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に満たない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

※ 二次試験は、一次試験の合格者に対して行います。

※ 最終合格者は、一次試験の得点と二次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

### 5 受験申込前の事前準備

#### (1) 推奨環境確認

一次試験（Web試験）時におけるシステムの推奨動作環境を確認してください。なお、スマートフォンやタブレットでも受験可能ですが、パソコンでの受験を推奨します。

OS	ブラウザ	スペック	回線
Windows 8.1、10 Android 6.x~9.x iOS 11以降	Microsoft Edge 最新版 Google Chrome 最新版 Safari 10以降	CPU:1GHz以上 メモリ:1GB以上 解像度:1024×768以上	5Mbps相当以上

※ 使用機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

#### (2) メールアドレスの準備

一次試験（Web試験）には、携帯電話以外のメールアドレスを推奨します。携帯電話以外のメールアドレスをお持ちでない場合は、フリーアドレスを取得するなどの対応を推奨します。

### (3) 注意事項

受信側のフィルター機能等により、採用試験に関するメールが届かない場合があります。あらかじめ、以下のアドレスからのメールを受信できるように設定してください。

(メールの不達については一切責任を負いません。)

※Web試験：webmaster@ibt-cloud.com

## 6 受験申込み方法

受験の申込みは、愛媛県人事課のホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

※ 他の試験区分及び他の地方局の事務補助職員採用試験との併願はできません。

### (1) 受付期間

令和4年6月17日(金)午前10時00分～令和4年7月12日(火)午後5時15分

※ 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)。なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

### (2) 申込方法

- ① 受験の申込みは、愛媛県人事課のホームページからシステムへアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
- ② 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)
- ③ 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に東予地方局総務県民課へ問い合わせてください。



愛媛県人事課の  
ホームページは  
こちら

## 7 一次試験(Web試験)の受験及び受験票の交付

### (1) 一次試験(Web試験)の受験

受験申込時に登録したメールアドレス宛に、一次試験(Web試験)受験に必要な情報(受験者ID、URL等)を送信します。受験方法等の詳細は、受験依頼メールを確認してください。

※ 7月15日(金)までにメールが届かない場合は、東予地方局総務県民課に問合せしてください。

※ 受験期間までは、URLを開いてもアクセスできません。

### (2) 受験票の交付

- ① 受験票は、一次試験の合格者のみ出力することができます。一次試験の合格者に対しては、登録されたメールアドレス宛に、二次試験の集合時刻などの詳細を、令和4年8月2日(火)までに「受験票交付のお知らせ」の送付とともにお知らせします。
- ② 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにロ

グインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

- ③ 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入のうえ、申込者本人が署名して、二次試験受験の際に必ず持参してください。

## 8 採用

試験合格者は、愛媛県事務補助職員採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載され、欠員の状況に応じ、令和4年10月1日以降に採用されます。名簿の有効期限は、名簿登載後1年間です。

## 9 採用後の勤務条件

### (1)任用期間

1会計年度（採用日から当該年度の3月31日）。

勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます（令和4年度中に採用された方は最長令和7年3月31日まで）。

その後も公募による採用試験を受験可能です。

※ 任用回数、年齢による応募制限はありません。

### (2)勤務時間

#### 《フルタイム勤務》

午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分×週5日勤務

#### 《パートタイム勤務》

〔午前9時00分から午後4時00分までの間で1日3～6時間×週3～5日勤務  
午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分×週3～4日勤務

※ 1日の勤務時間及び週の勤務日数は、任用期間中（年度内）は固定。

※ 年度途中でのフルタイム・パートタイムの切替え不可。

### (3)休日

土曜・日曜・祝日のほか、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

ただし、一部勤務体制が異なる職場があります。

### (4)服務

事務補助職員には、次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。

パートタイム勤務の場合は、営利企業への従事等が可能ですが、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間（週40時間）の超過に係る確認のため、兼業する場合は所属への届出が必要です。

- ・服務の宣誓（第31条）
- ・秘密を守る義務（第34条）
- ・職務に専念する義務（第35条）
- ・政治的行為の制限（第36条）
- ・争議行為等の禁止（第37条）
- ・営利企業への従事等の制限（第38条）

### (5)給与等

- ① フルタイム勤務の場合、1年目は月額146,830円（時給換算すると約940円～、令和4年4月1日現在）の基本給が支給されます。
- ② パートタイム勤務の場合の月額は、週当たりの勤務時間に応じて割り落とされます（下表参照）。
- ③ 令和5年度以降、会計年度任用職員としての経歴に応じて昇給があります。
- ④ 要件に該当する者に対しては、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、退職手当等が支給されます。
- ⑤ 社会保険（健康保険（地方職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険）が適用されます。
- ⑥ フルタイム勤務の場合は、継続勤務期間が12月を超えると、厚生年金保険も地方職

員共済組合に加入します。

※ これらの勤務条件は、改定されることがあります。

(年収モデル: 令和4年4月1日現在)

勤務時間・勤務日数			1年目年収				最大年収			
1日の勤務時間	週の勤務日数	週の勤務時間	月額	①報酬	②期末手当	年収(①+②)	月額	③報酬	④期末手当	年収(③+④)
パートタイム	3.00h	3日 9.00h	34,102円	409,224円	0円	409,224円	44,046円	528,552円	0円	528,552円
		4日 12.00h	45,469円	545,628円	0円	545,628円	58,728円	704,736円	0円	704,736円
		5日 15.00h	56,837円	682,044円	0円	682,044円	73,410円	880,920円	0円	880,920円
パートタイム	4.00h	3日 12.00h	45,469円	545,628円	0円	545,628円	58,728円	704,736円	0円	704,736円
		4日 16.00h	60,626円	727,512円	98,516円	826,028円	78,304円	939,648円	195,760円	1,135,408円
		5日 20.00h	75,783円	909,396円	123,146円	1,032,542円	97,880円	1,174,560円	244,700円	1,419,260円
パートタイム	5.00h	3日 15.00h	56,837円	682,044円	0円	682,044円	73,410円	880,920円	0円	880,920円
		4日 20.00h	75,783円	909,396円	123,146円	1,032,542円	97,880円	1,174,560円	244,700円	1,419,260円
		5日 25.00h	94,729円	1,136,748円	153,934円	1,290,682円	122,350円	1,468,200円	305,874円	1,774,074円
パートタイム	6.00h	3日 18.00h	68,204円	818,448円	110,831円	929,279円	88,092円	1,057,104円	220,230円	1,277,334円
		4日 24.00h	90,939円	1,091,268円	147,775円	1,239,043円	117,456円	1,409,472円	293,640円	1,703,112円
		5日 30.00h	113,674円	1,364,088円	184,719円	1,548,807円	146,820円	1,761,840円	367,050円	2,128,890円
パートタイム	7.75h	3日 23.25h	88,098円	1,057,176円	143,158円	1,200,334円	113,785円	1,365,420円	284,462円	1,649,882円
		4日 31.00h	117,464円	1,409,568円	190,879円	1,600,447円	151,714円	1,820,568円	379,284円	2,199,852円
フルタイム	7.75h	5日 38.75h	146,830円	1,761,960円	238,598円	2,000,558円	189,643円	2,275,716円	474,106円	2,749,822円

※ 給与月額及び期末手当支給率は、改定されることがあります。

※ 標準的な場合を想定した試算額であり、任用期間や勤務状況等により、上記のとおりにならないことがあります。

## 10 試験結果の開示

- (1) この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示する内容	開示請求期間	開示場所
一次試験不合格者	一次試験の試験得点及び順位 (ただし、基準に達しない場合は、順位に代えて当該試験種目名)	一次試験合格発表の日から1月間	東予地方局 地域産業振興部 総務県民課
二次試験受験者	試験種目別得点、合計得点及び総合順位 (ただし、二次試験で基準に達しない場合は、総合順位に代えて当該試験種目名)	二次試験合格発表の日から1月間	東予地方局 地域産業振興部 総務県民課

- (2) 開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分ま

で)に東予地方局総務県民課へ直接お越してください。  
(3)電話、はがき等による開示の請求はできません。

## 11 お問い合わせ先

申込方法等に関する問い合わせは、愛媛県東予地方局地域産業振興部総務県民課へお問い合わせください。〔電話 0897-56-1300 (内線207)〕

受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます(原則、電話で問い合わせてください。)